

文例 1

奈良県最低賃金

866円

令和3年10月1日発効



奈良労働局賃金室 0742-32-0206

文例 2

奈良県最低賃金

時間額

866円

令和3年10月1日発効



奈良労働局・労働基準監督署

文例 3

奈良県最低賃金が改定されました

奈良県最低賃金 時間額 866円

【発効日】令和3年10月1日

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。

奈良労働局・労働基準監督署


生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください
問合せ先 コールセンター ☎03-6388-6155

文例 4

奈良県最低賃金

時間額 **866円**

令和3年10月1日発効



守ってね！最低賃金。

奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等
すべての労働者に適用されます。 奈良労働局賃金室 0742-32-0206

中小零細規模の事業者の皆様へ

奈良労働局では次の支援策を準備しておりますので、詳しくは奈良労働局ホームページをご参照ください。

- ・賃金引上げを支援（生産性の向上）
→業務改善助成金 ☎03-6388-6155
- ・雇用の維持を支援
→雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金 ☎0742-35-6336

奈良県最低賃金

時間額 **866円**

**必ずチェック
最低賃金!**

(令和3年10月1日発効)

奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

奈良労働局・労働基準監督署



奈良県最低賃金

時間額 **866円**

(令和3年10月1日発効)

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。

生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください

問合せ先 コールセンター
03・6388・6155

奈良県最低賃金

令和3年
10月1日発効

守ってね! 最低賃金。



時間額

866円

奈良労働局・労働基準監督署

奈良県最低賃金

時間額 **866円** (令和3年10月1日発効)

奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

奈良労働局賃金室 0742・32・0206

最低賃金を
守りましょう!



生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください
問合せ先 コールセンター 03・6388・6155